

# 第5章 緑の将来像実現に向けた施策

## ■ 施策体系

緑の将来像を実現するため、「緑の保全・活用」「緑地の整備・創出」「緑化の推進」「協働による緑のまちづくり」の視点から設定した基本目標と、これを具体化するための基本方針から、次に示す施策に取り組みます。

実施にあたっては、「量から質への転換」の視点から、公園・緑地などの量的な充足だけでなく、質についても積極的に向上を図ります。



府中公園

心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち

水と緑が輝く 潤いのあるまち 府中

「緑の保全・活用」

歴史・文化をかもし  
生き物と共生する  
緑のまち

まちの風格をかもし出す樹木を守り、生かします

ふるさと感じる緑を守り、生かします

多摩川の水辺環境を守り、生かします

生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

「緑地の整備・創出」

やすらぎの感じられる  
水や緑と  
身近にふれあえるまち

水と緑のネットワーク化を進めます

公園等を計画的に配置します

緑の中核的な拠点を整備します

特色のある安全・安心な公園等を整備します

「緑化の推進」

魅力ある  
緑や花の  
あふれるまち

公共施設の緑化を進めます

まちかどの緑を増やします

開発事業における緑化を適切に誘導します

「協働による緑のまちづくり」

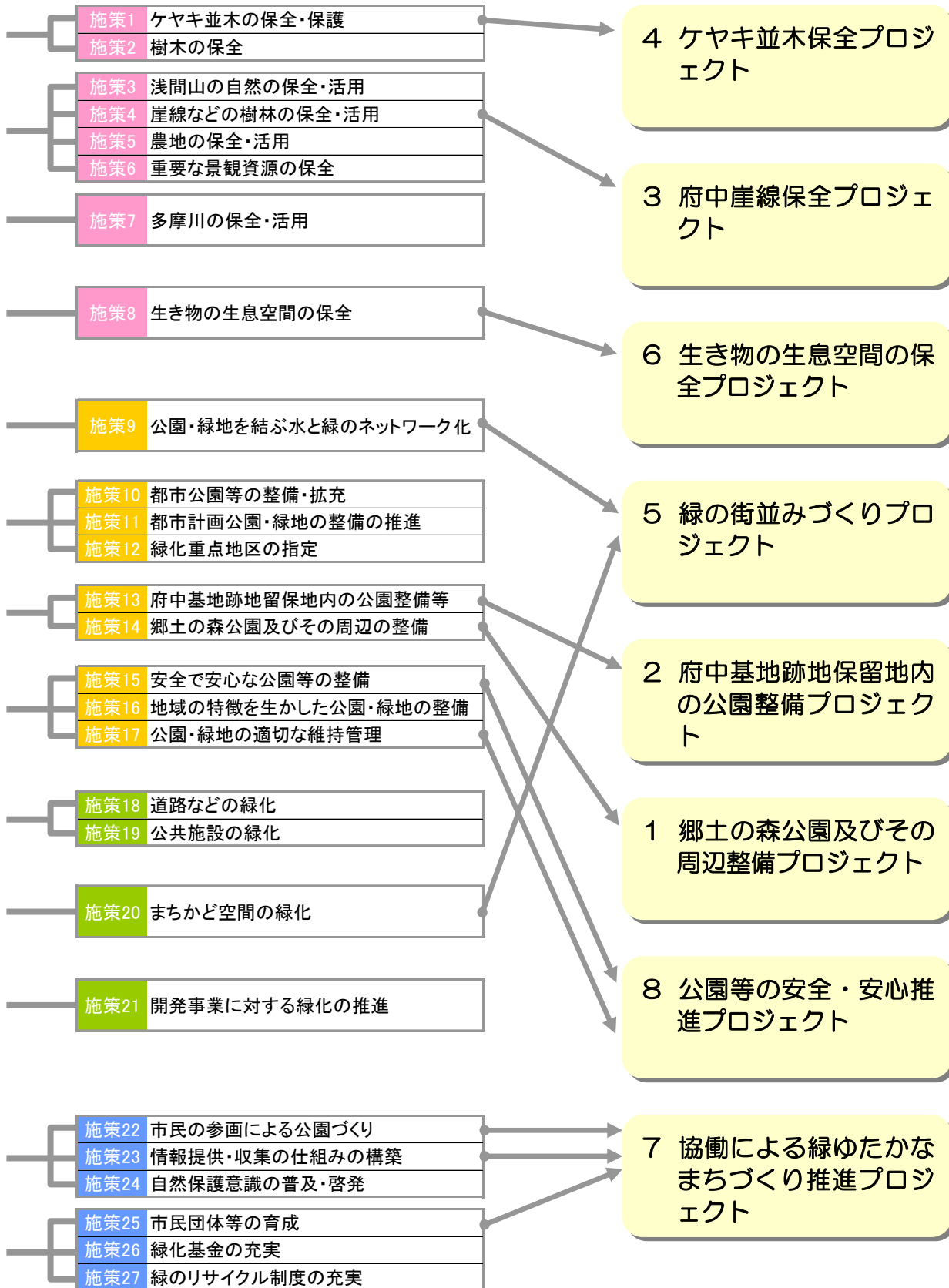
ともに育てる  
緑ゆたかな  
美しいまち

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します

市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

## 施策

## 水・緑 輝きプロジェクト



基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 1 : まちの風格をかもし出す樹木を守り、生かします

## 施策 1

## ケヤキ並木の保全・保護



国の天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は、緑のシンボルであり、都市化した街の中であって市民の憩いの場として、ひととき重要な資産となっています。しかし、ケヤキ並木周辺は、自動車交通量の増加や、沿道建築物の高層化によりケヤキの生育環境が悪化しています。

このことから、ケヤキ並木を取り巻く生育環境を改善し、重要な資産を守り育てます。

### (1) 生育環境を改善します



- ① ケヤキ並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得てケヤキの健康状態を診断し、腐朽菌<sup>\*</sup>被害対策、客土<sup>\*</sup>・施肥<sup>\*</sup>による土壌の改良、生育に適した植栽桝への改善、ケヤキ並木周辺の透水性舗装化などに取り組みます。
- ② ケヤキの根を踏圧から守り、枝先の空間を確保するため、沿道建築物の壁面後退を誘導します。また、道路及び壁面後退部分の根張空間を確保するため、地中空間の改善策を検討します。
- ③ 自動車の通行などに伴う生育環境の悪化を避けるため、関係機関と連携し、歩行者専用道路化を目指します。

### (2) ケヤキ並木に調和した街並みを形成します



- ① ケヤキ並木の沿道では、ケヤキ並木と調和した、美しく、風格ある街並みを保全・創出するため、「府中市景観条例」や「府中市地域まちづくり条例」などを運用し、公開空地<sup>\*</sup>の確保や緑化の推進、沿道建築物における壁面後退や建物デザイン、スカイライン<sup>\*</sup>の調和を適切に誘導します。
- ② 府中駅南口再開発地区（A地区）については、ケヤキ並木と調和した魅力あるまちづくりを進めるため、公開空地の確保やケヤキ並木の沿道景観に配慮した施設づくりを推進します。

### (3) まちのシンボルとして個性的な緑化を推進します

- ① まちのシンボルとしての魅力を高めるため、市民や事業者との協働により、花壇やフラワーポットによる緑化を推進します。また、地域が主体となった緑化を進めるため、緑化活動体制を構築します。
- ② ヒートアイランド現象の緩和など市街地環境を改善するため、様々な緑化制度の活用を検討し、壁面緑化や屋上緑化を進めます。

### (4) ケヤキ並木を守る市民団体及び事業者を支援します

市民団体や事業者等が行っているケヤキ並木の清掃活動などを推進するため、「広報ふちゅう」や市ホームページを通じて市民の参加や協力を呼びかけるとともに、清掃道具の貸し出しなどの支援を実施します。



馬場大門のケヤキ並木

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 1 : まちの風格をかもし出す樹木を守り、生かします

## 施策 2

## 樹木の保全

ふるさとの名木として府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人に親しまれてきた「府中の名木百選」や、健全で樹容\*が美観上特に優れている樹木である「保存樹木」は、市民の協力を得て保全に努めています。

しかしながら、枯死や倒木などにより、これらの樹木が減少していることから、一層の保護対策の充実を図ります。また、樹木の保全を積極的に進めるため、制度の拡充を検討します。

### (1) 保存樹木や「府中の名木百選」樹木の保護支援を進めます

樹勢の衰えた樹木を中心に、所有者または管理者に対し、優れた樹形を保つための枝抜き剪定や施肥による地力回復、病虫害対策などの保護支援を進めます。

### (2) 保存樹木の追加指定を検討します

健全で樹容が美観上特に優れている樹木だけでなく、地域のランドマークとなる樹木や優れた景観を形成している樹木についても保存樹木として追加指定を行えるように、制度の拡充を検討します。

### (3) 樹木の保険制度のPRを行います

- ① 保存樹木・樹林を対象に、倒木などによる被害に対する損害賠償保険として、所有者の負担軽減を可能にする「樹木保険制度」については、対象樹木の指定基準の見直しにあわせ、制度の拡充を検討します。
- ② 制度の活用を促すため、パンフレットの作成などを通じたPR活動の充実を図ります。



農工大のケヤキ並木

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 2 : ふるさとを感じる緑を守り、生かします

### 施策 3

### 浅間山の自然の保全・活用

多磨霊園から続く浅間山には、ムサシノキスゲなど貴重な植物が自生しており、武蔵野の面影を残した良好な自然環境が形成されています。浅間山は、都立公園として整備が進められ、緑が保全されていますが、周囲の宅地化などにより、浅間山を取り巻く環境が変わりつつあります。

このため、浅間山を含めた周辺地域について、良好な自然環境とふるさとを象徴する景観を保全します。

#### (1) 「ムサシノキスゲ」などの生き物を保護します

- ① 浅間山には、希少性の高い「ムサシノキスゲ」をはじめ、様々な生き物が生息していることから、東京都のほか、浅間山自然保護会や府中野鳥クラブなど、市民の協力を得ながら、浅間山の生き物の現状及び生育環境の状況を把握するための調査を実施します。
- ② 浅間山の自然及び生育環境の保護に向けて、東京都をはじめ、浅間山自然保護会や府中野鳥クラブなど、市民団体と行政の協働による活動を進めます。

#### (2) 都立浅間山公園の拡充・整備を東京都に要請します

緑の拠点にふさわしい緑とするため、生き物の生息空間や自然とのふれあい・環境学習の場としての機能を拡充するとともに、未供用部分の整備を東京都に要請します。

#### (3) 浅間山に調和した景観を誘導します

- ① 浅間山の良好な景観と調和した緑ゆたかな空間とするため、その周辺地域を対象に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定※」などの適用を検討します。
- ② 浅間山の自然景観や浅間山からの眺望を確保するため、まちづくり誘導地区※の指定や地区計画制度の導入を検討します。

#### (4) 自然環境学習の場として活用します

浅間山は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間であることから、市内の小中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムを検討します。

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 2 : ふるさどを感じる緑を守り、生かします

## 施策 4

## 崖線などの樹林の保全・活用



崖線に残る自然樹林は、身近に自然を感じさせる貴重な緑の空間であるだけでなく、斜面の緑が、自然の豊かさを演出する景観要素ともなっています。また、平地では屋敷林を中心にまとまりのある樹林が点在しています。しかしながら、土地利用の転換などにより自然樹林が減少し、崖線においては、湧水の枯渇も進みつつあります。

このため、府中崖線や国分寺崖線については、湧水の保護も含め、緑の軸を構成する重要な自然樹林として、また、屋敷林など平地に残る樹林については、地域を象徴する緑として保全するとともに、身近に水と緑にふれあえる空間として活用を図ります。

### (1) 崖線の樹林を保全します



- ① 崖線の樹林を良好な状態に保つため、市民や事業者の協力を得て、下草刈りや枝打ちなど、適切な維持管理を実施します。
- ② 府中崖線の樹林は、恒久性を確保するため、都市緑地法や条例等に基づく地域制緑地の制度を活用するほか、緑化基金などを活用して公有地化を進めます。
- ③ 国分寺崖線の樹林のうち、市が管理している武蔵台公園内の樹林については保全に努め、東京都が管理している都立府中病院用地内の樹林については、適切な保全を図るよう要請します。また、関係する自治体と連携して、国分寺崖線の連続性の確保に取り組みます。
- ④ 府中崖線周辺の湧水を保全するため、雨水浸透柵<sup>\*</sup>の設置を促進します。また、道路等の整備に際しては、透水性舗装などを実施します。

### (2) 樹林を保全・活用します

- ① 地域の歴史的・文化的価値を有する樹林や、生き物の生息・生育地として重要な樹林、市民に公開することが可能な屋敷林等については、「市民緑地制度<sup>\*</sup>」の適用や、都市公園としての借用などにより、目的に応じた保全・活用を図ります。また、樹林を適切に保全していくため、市民や事業者の協力を得て、下草刈りや枝打ちなどを実施します。
- ② 良好な自然環境を有するまとまった樹林については、恒久性を確保するため、必要に応じて特別緑地保全地区<sup>\*</sup>の指定を検討します。

### (3) 崖線の緑と調和した周辺環境を創出します



- ① 崖線の緑と調和した周辺環境を創出するため、崖線の周辺を対象区域に、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。
- ② 崖線の緑の自然景観や崖線からの眺望を確保するため、まちづくり誘導地区の指定や地区計画制度の導入を検討します。

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策



基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 2 : ふるさつを感じる緑を守り、生かします

## 施策 5

## 農地の保全・活用

農地は、農産物の供給だけでなく、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和、保水機能や遊水機能による都市水害の防止、生き物の生息空間、ふるさつを感じさせる景観の形成、文化の伝承など様々な機能を持つとともに、本市の緑被地の約2割を占める貴重な緑の空間となっています。しかしながら、都市における農業の存続が年々厳しさを増し、宅地等への土地利用転換が進んでいるため、農地は減少しています。

このため、農業が継続可能な環境の整備とともに、市民農園などの活用により、農地の保全を図ります。

### (1) 農業振興を進め、農地を保全・確保します

- ① 農地保全の必要条件となる農業経営環境の向上、都市近郊の強みを生かした農業振興を図るため、地域消費や花卉の委託栽培、観光農業\*の推進、農業まつりの開催などに取り組みます。
- ② 質の高い農産物を生み出す良質な農地の保全・再生を支援するため、公園や道路の落ち葉や剪定枝をたい肥として還元する「緑のリサイクル」に取り組みます。
- ③ 農地を確保するため、宅地または宅地化した農地の転用・再転用に対する制限の緩和について、関係機関に要請します。

### (2) 生産緑地地区の追加指定を進めます

- ① 生産緑地地区に指定されていない農地については、緑地として担保するため、関係機関と連携して追加指定に取り組みます。
- ② 生産緑地法に基づく買取りの申し出に対しては、他の営農者の取得のあつ旋に取り組みます。また、都市公園、農業公園などの活用が可能な、まとまりのある生産緑地については、計画的な取得に努めます。

### (3) 市民農園などとして借用し、保全します

市民が自然とふれあい、土に親しむことによって生活に潤いを与えてくれる「市民農園」や、学校教育における農業体験の場となる「体験農場」として農地を借用し、保全します。

### (4) 農業公園の設置を進めます

地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術の習得など、土とふれあい、四季折々の農業体験ができる「農」をテーマとした「農業公園」の設置を進めます。

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 2 : ふるさつを感じる緑を守り、生かします

## 施策 6

## 重要な景観資源の保全

本計画において重要な緑として位置づけている、ケヤキ並木や崖線、多摩川などの緑は、「府中市景観計画」においても、重要な景観資源を含む地区として景観形成推進地区に指定しています。

これら景観上重要な緑については、「府中市景観計画」及び景観形成の基準などに基づき、適切な保全を図ります。

### (1) 景観形成推進地区における景観資源の維持・保全に努めます

- ① 次の景観形成推進地区については、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例と連携し、重要な緑の景観資源を保全します。

- 1) 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区
- 2) 国分寺崖線景観形成推進地区
- 3) 府中崖線景観形成推進地区
- 4) 浅間山周辺景観形成推進地区
- 5) 多摩川沿川景観形成推進地区



大國魂神社

- ② 各景観形成推進地区の景観形成の目標及び方針を実現するため、まちづくり誘導地区や「地区計画制度」などの活用を検討します。

### (2) 景観重要公共施設\*における良好な景観形成を推進します

「府中市景観計画」に定められている次の景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して良好な景観の形成に配慮した整備を行うとともに、国や東京都などの関係機関に対して、景観的な配慮を要請します。

- 1) 景観重要道路：国分寺街道(けやき並木通り)、市道 4-50号線・市道 4-55号線
- 2) 景観重要公園・緑道：郷土の森公園、緑道・遊歩道(下河原緑道、二ヶ村緑道、新田川緑道、第三都市遊歩道、府中多摩川かぜのみち)
- 3) 景観重要河川：多摩川

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 3 : 多摩川の水辺環境を守り、生かします

## 施策 7

## 多摩川の保全・活用

多摩川は、水と緑にふれあうことのできる本市を代表する自然環境を形成しており、市街地に近接した貴重な水辺空間となっています。

このため、水辺の生態系や水辺景観を保全するとともに、市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に応えた改善・整備を進めます。また、水辺における自然とのふれあいなどにより、環境を学ぶ場としても活用していきます。

### (1) 「多摩川水系河川整備計画<sup>\*</sup>」に基づく整備・保全を進めます

- ① 多摩川河川敷においては、市民の多様なスポーツ・レクリエーション需要に応えることができるよう、公園・運動施設などの維持管理の充実を進めます。
- ② 新たな施設整備にあたっては、多自然型工法<sup>\*</sup>の導入や生き物の生息空間となる瀬や淵の確保など、自然生態系<sup>\*</sup>の保全に十分配慮した整備を国の関係機関に要請します。

### (2) 多摩川的环境保全を進めます

- ① 河川空間の自然環境の保全により、ツバメの集団ねぐら<sup>\*</sup>や、ヒバリの生息地を保護するため、市民と協働し、河川空間の清掃・美化活動やアレチウリなどの外来種<sup>\*</sup>の駆除などを実施します。
- ② 河川敷を利用した際のごみの持ち帰りについて周知徹底を図るなど、国の管理部門とも連携を図りながら適切な維持管理に努めます。



多摩川緑地



ツバメの集団ねぐら

### (3)「多摩川情報センター」の建設を要請します

多摩川流域全体にわたる様々な情報提供の場であり、水と緑とのふれあいや自然観察などを通じ、自然環境の重要性や川の歴史・役割などを学ぶことのできる「多摩川情報センター」の実現を、国土交通省に要請します。

### (4)多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します

多摩川沿いの道路緑化を進めるとともに、その周辺地域においては、府中市地域まちづくり条例や府中市景観条例などの運用により、多摩川の景観に配慮したまちづくりを推進します。

### (5)「府中水辺の楽校」を支援します

- ① 小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。
- ② 様々な活動を広く紹介することにより「府中水辺の楽校」に対する市民の協力を促します。



府中水辺の楽校

基本目標 1 : 「緑の保全・活用」 ～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～

基本方針 4 : 生き物の生息環境に配慮した空間を保全・確保します

## 施策 8

## 生き物の生息空間の保全



多摩川や浅間山、府中崖線などの緑の空間は、小動物や野鳥など様々な生き物の生息空間となっています。しかし、都市化の進展に伴い、これら生き物の生息空間の縮小が進んでいます。

このため、生き物の生息状況や外来生物の繁殖状況などを調査し、生き物の生息空間の保全対策を実施します。また、生き物の生息空間をつなぐ移動経路であるコリドーを適切に確保します。

### (1) 生き物の生息状況及び生息環境の調査を実施します



- ① 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。
- ② 調査結果を踏まえ、教育・研究機関などと協力して、生き物と共生可能なまちづくりのあり方や、生息・生育空間の保全のあり方について、研究・検討を進めます。

### (2) 生き物の生息空間としての緑地・水辺を保全します




- ① 生き物と共生可能なまちづくりのあり方や、生息・生育空間の保全のあり方などに関わる研究結果に基づき、生息空間を構成している樹木・樹林、水辺などを保全します。
- ② 保全にあたっては、生息空間としての特性などに応じて、様々な緑化制度の活用を検討します。
- ③ 生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生き物の生息が可能な環境の保全に努めます。

### (3) 市の鳥「ひばり」などの生き物を保護します



- ① 市の鳥「ひばり」をはじめとする鳥や昆虫などについては、生息に適した環境づくりを進めます。
- ② 浅間山に自生する「ムサシノキスゲ」などの貴重な植物については、採集や乱獲などの防止対策を講じます。

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策

#### (4) ビオトープネットワークを検討します

生き物の移動経路を確保することにより、相互依存関係にある多様な生き物の生息空間が保全・復元できます。このことから、多摩川及び崖線の緑を主軸に、緑道や街路樹のある道路、水路などの連続的な緑地のほか、寺社林や屋敷林、農地、住宅地の庭木や生け垣などを含め、多様な自然環境により構成される生き物の生息空間（ビオトープ）を相互につなげる、ビオトープネットワークの形成に向けたあり方を検討します。

#### (5) 学校教育施設においてビオトープの整備を進めます

次代を担う子どもたちが、多様な生き物との共存や自然環境の大切さを学ぶことは、緑のまちづくりを進めるうえで重要です。

このため、学校教育施設においては、関係機関と連携し、自然にふれることのできる場として、ビオトープの整備を進めます。

#### (6) 外来生物から地域の生態系を保全します

- ① 地域の生態系を保全するため、国、東京都と連携を図りながら、地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物の持ち込み禁止や放棄防止を呼びかけ、生態系の保全に対する意識の啓発を図ります。
- ② 地域の生態系に悪影響をもたらす外来生物の生息域の拡大を抑制するため、生息状況や繁殖状況の調査を実施し、必要な場合には、除去・駆除を実施します。



武蔵台公園

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 1 : 水と緑のネットワーク化を進めます

## 施策 9

## 公園・緑地を結ぶ水と緑のネットワーク化



市内には、多くの公園・緑地が配置されています。これらの緑を有機的に結び、連携を図ることで、緑の豊かさを感じることでできる空間を創出し、水や緑のもつ様々な機能を相乗的に高めることが望めます。

このため、緑の拠点となる公園・緑地と、崖線や多摩川といった緑の軸を緑道、遊歩道、街路樹のある道路で結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

### (1) 緑の拠点の整備を進めます

水と緑のネットワークにおける地域の拠点を形成するため、次の公園等を中心に整備を進めます。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1) 郷土の森公園周辺           | 6) 武蔵台公園周辺 (国分寺崖線) |
| 2) ケヤキ並木周辺            | 7) 西府駅周辺           |
| 3) 府中の森公園・府中基地跡地留保地周辺 | 8) 四谷樹林地周辺         |
| 4) 浅間山公園周辺            | 9) 小柳公園周辺          |
| 5) 武蔵野公園周辺 (国分寺崖線)    | 10) 武蔵野の森公園周辺      |

### (2) 緑道・遊歩道などの整備を進めます



- ① 新田川緑道や二ヶ村緑道などについては、水と緑のネットワークを形成する府中崖線、多摩川、街路樹のある道路、遊歩道との連携や、休憩のできるベンチの設置などの機能に配慮した整備を進めます。
- ② 緑道・遊歩道などのネットワークに配慮しつつ、街路樹のある道路の整備を進めます。
- ③ 緑化の推進や景観の誘導により、周辺と一体となった緑の軸を形成するため、沿道民有地における緑地協定の締結などを促進します。
- ④ 拡幅などにより緑の軸としての機能強化が可能な既存の緑道や遊歩道については、その再整備を検討します。

### (3) 「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」を活用します

緑のまちづくりの必要性や重要性に対する理解を深め、また市民の健康増進に役立てるために作成した、地域の名所や緑ゆたかな自然を楽しみながらウォーキングができる「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」を活用し、ウォーキングツアーなどのイベントを開催します。

注) 「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 2 : 公園等を計画的に配置します

## 施策10

## 都市公園等の整備・拡充

人口1人当たりの都市公園面積は、平成20年で7.01㎡/人となっています。これは、東京都の平均を上回っており、市政世論調査においても公園に対する市民の満足度は高くなっています。しかしながら、少子高齢社会を背景に、子どもや高齢者にとって利用しやすい配置、施設が求められるなか、さらなる施設の拡張や、歩いて行ける範囲に公園の整備を行い、住民ニーズに応える必要があります。

このため、平成30年における都市公園の目標値である人口1人当たりの公園面積7.33㎡を目指し、将来的には10㎡とすることを目標に、「公園等の配置方針」に基づく公園などの整備を進めます。

### (1) 市の核となる新たな都市公園の整備を進めます

- ① 府中基地跡地留保地及び郷土の森公園西側河川区域は、市内に残る数少ない大規模な公園計画地であることから、対象区域の現状や市民の公園整備に対する意見や意向を踏まえつつ、地域の特性に合った公園として整備を検討します。
- ② 都立武蔵野公園や都立浅間山公園などの都立公園については、未開設部分の早期整備を東京都へ要請します。

### (2) 地域の核となる公園の機能の維持・拡充を進めます

- ① 地域の核となる小柳公園などの公園(近隣公園・地区公園)は、それらに期待される「レクリエーション」や「防災」、「景観」などの各機能のうち、地域として不足する機能や規模の充足に重点をおいた機能の拡充を進めます。
- ② 四谷樹林地周辺など、地域の核となる公園が不足している地域については、都市公園の整備を検討します。



小柳公園



### (3) 歩いて行ける身近な公園の整備を進めます

- ① 街区公園のほか、その他の都市公園も含め、歩いて行ける身近な公園の圏域が住宅市街地において100%となるよう、都市公園を整備します。
- ② 歩いて行ける身近な公園の圏域に都市公園の整備が困難な場合は、条例等の公園を設置します。
- ③ 土地を借用している市立公園（旧仲よし広場）については、身近な公園としての永続性や安定的な利用を担保するため、都市公園法に基づく借地公園や、公有地化などにより都市公園として確保するとともに、施設の充実を進めます。
- ④ 水と緑のネットワークゾーン内においては、連続した緑の空間を形成するように公園の整備を進めます。

#### ◆都市公園等の確保目標

	現状(平成20年)		計画目標(平成30年)		増 減 面積(ha)
	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園等)	180.68	7.37	197.37	7.68	16.69
都市公園	171.69	7.01	188.38	7.33	16.69
条例等の公園	8.99	0.37	8.99	0.35	0.00
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	450.47	18.38	440.47	17.14	-10.00
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	113.20	4.62	113.20	4.40	0.00
合 計	744.35	30.38	751.04	29.22	6.69
人 口	245,032 人		257,000 人		11,968 人

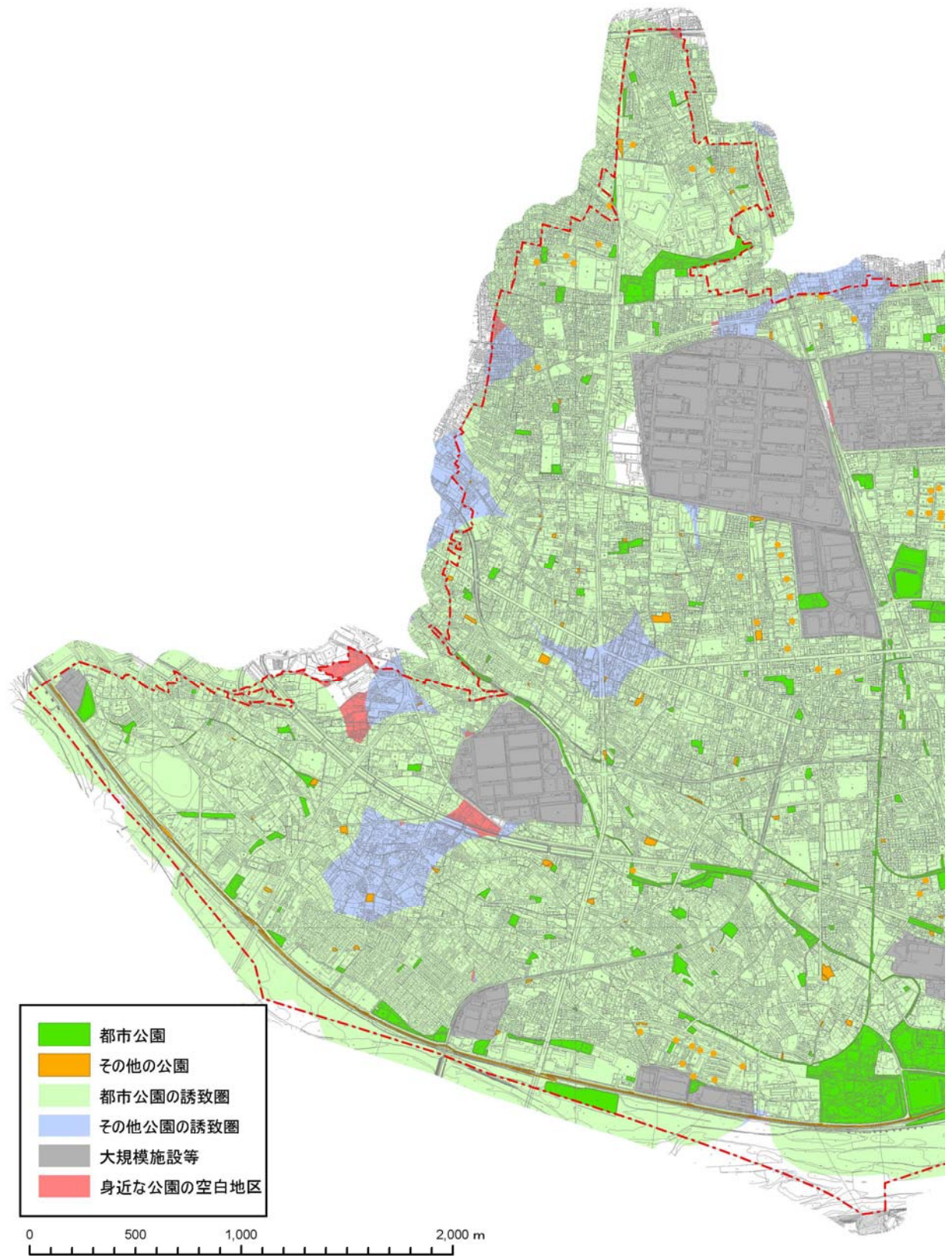
注1) 人口は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計。

注2) m<sup>2</sup>/人の合計は、端数整理のため合いません。

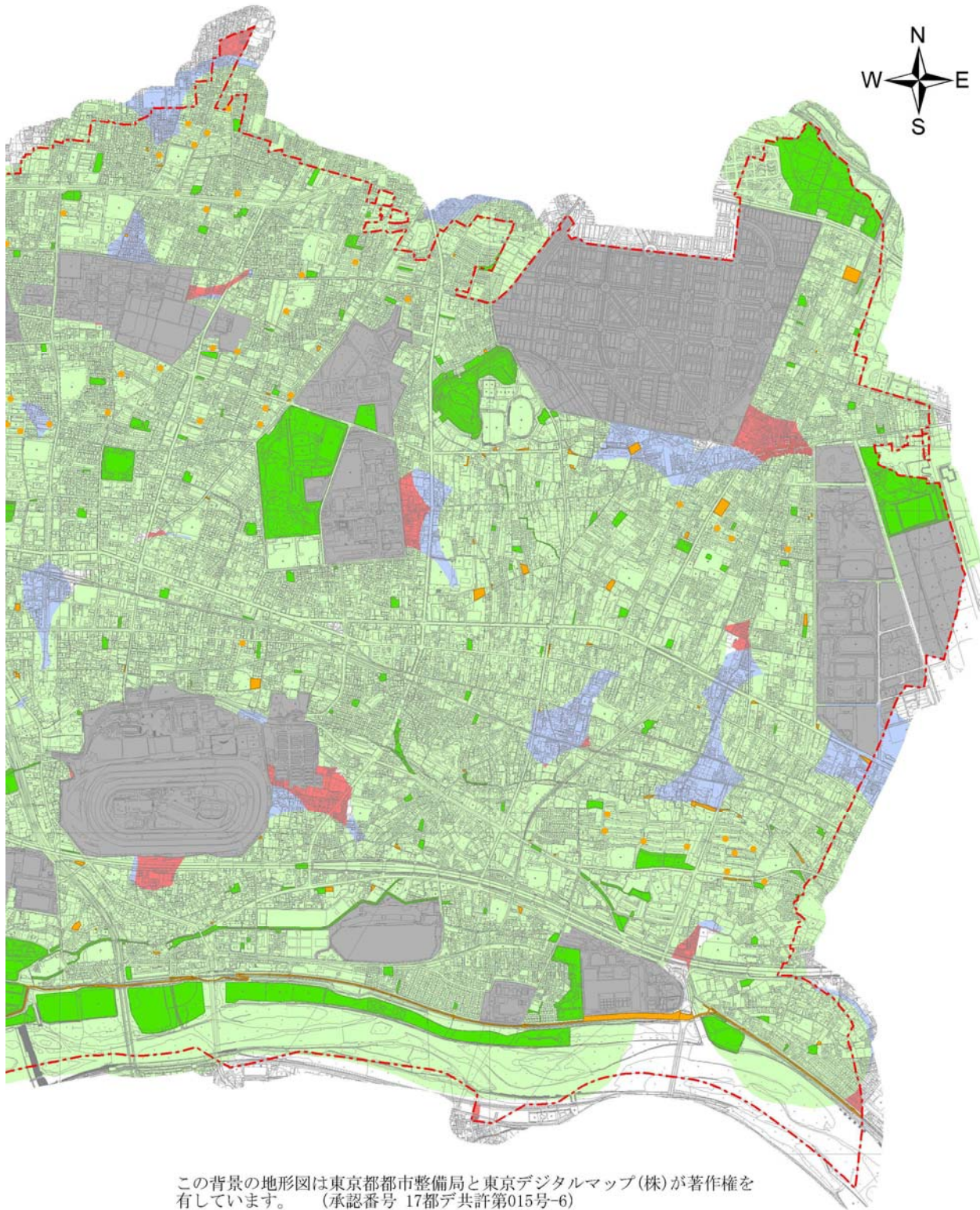


押立東耕地公園

## ◆身近な公園の空白地区



この背景の地形図は、東京都知事の承認を受けて 東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。(承認番号 20都市基交第124号)



この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号 17都デ共許第015号-6)

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～	
基本方針 2 : 公園等を計画的に配置します	
<b>施策11</b>	<b>都市計画公園・緑地の整備の推進</b>

都市計画公園・緑地は、二ヶ村緑地、紅葉丘第二公園などを重点公園・緑地に指定し優先的に整備を進め、計画面積の約50%を整備しました。未整備となっている主な区域には、社寺境内地など既に緑地として確保され、施設としての整備が必ずしも必要でない区域や、既に土地利用が進み、整備が著しく困難な区域があり、実行性の面から課題が生じています。

このため、都市計画公園・緑地を計画的に配置・整備する視点から、地域のまちづくりのあり方を踏まえて、必要に応じて整備方法の見直しを検討します。

**(1) 都市計画公園・緑地の整備を進めます**

都市計画公園・緑地については、「都市計画公園・緑地の整備方針」の考え方に基づき、改定時に新たな重点公園・緑地を位置づけ、整備を進めます。

**(2) 都市計画公園・緑地の未整備区域のあり方を検討します**

都市計画公園・緑地の未整備区域については、計画区域を含めた地域のまちづくりの状況等を勘案しながら、地域別まちづくり方針と整合を図り、未整備区域のあり方を検討します。

**(3) 都市計画緑地から特別緑地保全地区などへの指定変更を検討します**

保全を目的に都市計画決定された社寺境内地など、既に緑地としての恒久性が確保され、施設としての整備が必ずしも必要でない区域については、施設として整備する都市計画緑地から、緑地としての保全を目的とする特別緑地保全地区への位置づけの変更など、保全のあり方について検討します。なお、多摩川緑地については、関係する自治体と、保全のあり方について検討します。

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 2 : 公園等を計画的に配置します

## 施策12

## 緑化重点地区の指定

市政世論調査によると、本市は緑ゆたかな都市として評価されており、この緑の豊かさが暮らしの場や様々な活動の場としての魅力を一層高めています。

今以上に緑ゆたかな都市としての魅力を高めていくためには、緑の量を確保するだけでなく、その質の向上に向けた取組が求められます。

このことから、市全域を「緑化重点地区」に位置づけ、様々な取組を進めます。

### (1) 市全域を緑化重点地区に指定します

緑の基本計画では、行政による重点的な緑化施策に加え、市民や事業者が自主的に緑化を進めるなど、緑化の推進を重点的に図るべき地区として「緑化重点地区」を定めることができます。

このため、緑の将来像実現に向け、市全域を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として「緑化重点地区」に位置づけ、公園・緑地の整備や緑化の推進、誘導に取り組みます。



ルミエール府中



地区計画

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 3 : 緑の中核的な拠点を整備します

## 施策13

## 府中基地跡地留保地内の公園整備等



府中基地跡地留保地は、府中市美術館などの文化施設や運動場などのスポーツ施設がある都立府中の森公園や、生涯学習センター、平和の森公園に隣接しています。

これらの施設と一体的に活用することにより、緑の中核的な拠点の形成や水と緑のネットワークの充実を図るため、市民の意向やアイデアなどを把握しつつ、豊かな緑を生かした公園として整備を進めます。

### (1) 豊かな緑を生かした公園として整備します



府中基地跡地留保地の公園計画区域については、隣接する都立府中の森公園や文化施設などの緑と一体となった緑ゆたかな都市計画公園として整備を進めます。

### (2) 市民と協働して公園をつくります

配置する機能や維持管理、運営の方法について、市民とともに検討し、公園整備から管理運営までを市民と協働して進めます。

### (3) 留保地の開発に対して、適切な緑化等を誘導します

府中基地跡地留保地については、公園・緑地ゾーンのほか、研究施設ゾーンや住宅ゾーンが計画されています。これらの整備に際しては、活発なまちづくりと潤いのある環境づくりを進めるため、周辺の土地利用と調和した開発・整備となるよう、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。



府中基地跡地留保地

基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 3 : 緑の中核的な拠点を整備します

## 施策14

## 郷土の森公園及びその周辺の整備



郷土の森公園及びその周辺は、多摩川に隣接し、豊かな緑地や既存の緑道・遊歩道、水路が存在する水と緑が結集した地域で、市内外から多くの人々が訪れ、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

今後もこうした役割を果たしていくため、郷土の森公園及びその周辺を、水と緑のネットワークの拠点として位置づけ、「府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画」に基づき、魅力ある緑の空間としての整備を進めます。

### (1) 郷土の森公園の整備を進めます



- ① 郷土の森公園の中央に位置する「芝生広場」周辺は、樹木が密生し、樹勢も低下しているため、植え替えや間引き、剪定、土壌の地力回復などにより、樹木の適切な維持管理を進めます。
- ② だれもが安全に安心して利用できる、いこいの空間としての機能改善に向け、園路等の施設のバリアフリー化を進めます。

### (2) 青年の家跡地に複合施設を整備・開設します



郷土の森公園の中心施設として、公園及びその周辺を訪れる人の利用実態を踏まえ、休憩、食事、情報発信など複合的な機能を持った、魅力ある施設の整備・開設を進めます。

### (3) 二ヶ村緑道を整備・開設します



- ① 用水の流れなど、かつてあった風景を復元します。
- ② 多摩川への眺望を確保するため、起伏のある見晴らしの丘を整備します。
- ③ 多摩川堤防沿いの桜と一体となるように桜を植栽し、様々な種類の桜を楽しむ特徴のある広場として整備を進めます。

### (4) 案内板・サインの整備を進めます




郷土の森公園周辺には、市内外の人が利用しやすいように、案内板・サインの整備を進めます。

### (5) 郷土の森公園西側河川区域の整備を検討します



郷土の森公園西側河川区域は、隣接する郷土の森公園と一体となる都市計画公園の整備を検討します。

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策

基本目標2：「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針4：特色のある安全・安心な公園等を整備します

## 施策15 安全で安心な公園等の整備



身近な休息の場、遊び場である公園は、子どもや高齢者にとって、安全で、安心できる空間であるだけでなく、だれにとっても心地よく、使いやすい施設であることが重要です。また、災害時における避難空間としての機能を確保することも求められます。

このため、ユニバーサルデザインや防犯性、災害時における避難地としての機能などに配慮し、安全で安心な公園の整備を進めます。

### (1) ユニバーサルデザインに配慮した公園等の環境整備を進めます



- ① だれもが使いやすい公園等とするため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、整備を進めます。
- ② 遊具などの公園施設の設置については、キッズデザイン<sup>※</sup>に配慮した製品や高齢者に対応した健康増進設備を検討するほか、老朽化が進んだものや安全性が低下したものを優先的に改修します。

### (2) 防犯性の高い公園整備を進めます



見通しをよくし、公園灯を適切に配置するなど、防犯性の高い公園整備を進めます。


### (3) 防災機能を持った公園整備を進めます



- ① 広域避難場所となる大規模な公園については、震災や都市火災などにおける災害救助・救援活動の拠点としての機能が発揮できるよう、必要な施設・機能の整備を進めます。
- ② 街区公園などの身近な公園においては、周辺の公共施設や公園などとネットワーク化を図り、各施設の役割分担を考慮しつつ、備蓄倉庫、耐震性の貯水槽、放送設備の設置など、防災機能の強化に向けた整備を進めます。



矢崎町防災公園

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策



基本目標 2 : 「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針 4 : 特色のある安全・安心な公園等を整備します

## 施策16

## 地域の特徴を生かした公園・緑地の整備

公園等は、地域の資源と一体となって、自然環境の保全やスポーツ・レクリエーション機能の構成、良好な景観形成など、地域の個性や魅力を高める役割が期待されます。このため、自然環境や歴史・文化などの地域の特徴を生かした公園・緑地の整備を進めます。

### (1) 地域の特徴を生かした公園・緑地の整備を進めます

- ① 府中崖線や四谷の自然樹林などの緑については、鳥や昆虫など、生き物とふれあうことのできる場として、自然を生かした公園・緑地の整備を進めます。
- ② 武蔵府中熊野神社古墳など地域に残る資源は、歴史・文化を感じることできる公園として活用します。また、特色あるデザイン、素材による施設の整備、案内板の設置などを進めます。

### (2) 公共施設と連携した公園の整備を進めます

既設の文化センターや学校などの公共施設は、公園と同様の機能を持ったオープンスペースが確保されていることから、これら公共施設が持つ文化やスポーツ・レクリエーション、防災といった機能と連携しつつ、公園整備を効率的に進めます。

### (3) 用水路の活用を進めます

- ① 農業用水路等は、ふるさと感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった利用のあり方を検討します。
- ② 用水路の活用にあたっては、まちに潤いをもたらす環境資源として、生態系や景観の保全・復元、親水性\*の向上に配慮した整備を検討します。



御嶽塚公園

基本目標2：「緑地の整備・創出」 ～やすらぎの感じられる 水や緑と 身近にふれあえるまち～

基本方針4：特色のある安全・安心な公園等を整備します

## 施策17

## 公園・緑地の適切な維持管理



これまで数多くの公園・緑地が整備され、多くの市民に利用されていますが、経年による公園施設の劣化や樹木の成長など、維持管理上の問題が発生しています。また、犬猫の排泄物やホームレス、利用者のマナーなど、公園利用上の様々な意見や要望が近隣住民や利用者から寄せられています。

このため、公園・緑地が持つ機能を今後とも十分に発揮できるよう、市民の協力を得ながら適切な維持管理を行います。

### (1) 公園施設の維持管理を徹底します



- ① 事故などを未然に防止し、だれもが安全に安心して公園を利用できるよう、公園施設の定期的な点検を実施します。
- ② 利用頻度や維持管理コストに応じて、機能の改廃を検討します。
- ③ 様々な担い手による管理の仕組みを構築し、企業や地域住民などが主体となった維持管理を促進します。

### (2) 公園内の樹木を適切に管理します



- ① 自然環境や風致を重視した公園、子どもの遊び場となる公園など、各公園の機能や役割を踏まえ、樹木の適切な維持管理を進めます。
- ② 樹木の成長により、見通しのきかない箇所、枝や落ち葉が隣接地に影響を及ぼしている箇所、樹木の密生により生育環境が悪化している箇所などを把握し、間引きや植替え、剪定などの適切な管理を行います。
- ③ 植替えなどに際しては、地域の特性や環境を考慮した樹種の選定を行います。

### (3) 公園の違法な利用や占用を抑止します

- ① ホームレスなどによる公園の違法な占用や、犬猫の排泄物など、様々な問題を抑止するため、関係部署との連携により、適切な管理に努めます。
- ② 公共空間としての利用マナーの向上を図るため、様々な媒体や方法を通じた啓発を実施します。
- ③ 実態に即した適切な管理を行うため、条例や管理規則等の見直しを進めます。

基本目標 3 : 「緑化の推進」 ～魅力ある 緑や花の あふれるまち～

基本方針 1 : 公共施設の緑化を進めます

## 施策18

## 道路などの緑化

道路の緑は、連続性のある景観の軸となって都市の緑の豊かさを特徴づける要素となっています。また、災害時の避難路確保など、都市の防災性の向上にも寄与する重要な機能も持っています。さらに、幹線道路には街路樹が植栽され、地域の特色や個性をあらわす特徴的な並木道も形成されています。

今後とも水と緑のネットワークを充実させる観点から、幹線道路だけでなく、市民の参加・協力により沿道民有地の緑化と一体となった、緑ゆたかな市街地空間の創出を進めます。

### (1) 道路の緑化を進めます

- ① 市が施行する新たな都市計画道路の整備に際しては、緑化スペースの確保に努めます。また、東京都が施行する都市計画道路については、緑ゆたかな道路空間づくりを要請します。
- ② 身近な生活道路については、拡幅改修、改良事業を契機として、歩行者の通行の安全性確保を前提に、計画的な緑化に努めます。
- ③ 災害時の避難路や緊急輸送路となる主要な道路については、拡幅改修、改良事業を契機に耐火性に優れた樹種や沿道環境に配慮した樹種への更新を検討します。
- ④ 緑ゆたかな景観の軸を形成するため、既設の街路樹の適切な維持管理を行います。
- ⑤ 街路樹の健全な成長を可能とする環境の形成に向けて、道路の透水性舗装化や根張り空間の確保に取り組みます。
- ⑥ 樹木の成長によって民有地に枝や根が入り込み、また歩道を傷めるなどの問題に対応するため、適切な維持管理の方法を検討します。

### (2) 沿道緑化を進めます

- ① 沿道民有地においては、良好な市街地環境や道路景観の形成、防災性の高い空間の確保の観点から、緑化を促進します。
- ② 緑ゆたかな街並みを形成するため、生け垣の造成や、それに伴うブロック塀の取り壊しに対する奨励金を交付し、市民による生け垣の設置を支援します。
- ③ 奨励金制度の積極的な利用を促すため、制度の内容や活用事例の紹介などについて、様々な媒体を活用したPRを進めます。

基本目標 3 : 「緑化の推進」 ～魅力ある 緑や花の あふれるまち～

基本方針 1 : 公共施設の緑化を進めます

## 施策19

## 公共施設の緑化

市の公共施設は、市民が日常的に利用する施設であることから、「府中市公共施設の緑化基準」を定め、緑化を重点的に進めてきました。

今後とも市民の活動の場や地域のランドマークとして、その役割は一層重要になることから、緑化のモデルとして、適切な緑化を推進します。

### (1) 公共施設の緑化を進めます

- ① 市が設置・管理する公共施設については、緑ゆたかなまちづくりを先導するモデル施設として、緑化を進めます。
- ② ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取組として、壁面緑化や屋上緑化を進めます。

### (2) 道路や公園などとの一体的な緑化を進めます

緑ゆたかな道路や公園などと隣接する公共施設については、これらと一体となった緑の空間を確保・創出するため、樹木のボリューム・樹種等のバランスを考慮した緑化を進めます。

### (3) 国などの公共施設の緑化を要請します

- ① 国や東京都が設置・管理する公共施設については、周辺環境に配慮した緑化に加え、壁面緑化や屋上緑化についての取組を要請します。
- ② 公営住宅においては、民間施設のモデルとなるよう、計画的な樹木の植栽や接道部<sup>\*</sup>、駐車場などの緑化を要請します。

### (4) 校庭の芝生化を進めます

- ① 学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉塵の抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を計画的に進めます。
- ② 校庭の芝生の維持管理にあたっては、学校関係者だけでなく、地域住民や事業者との協働で進める仕組みを構築します。

基本目標3：「緑化の推進」 ～魅力ある 緑や花の あふれるまち～

基本方針2：まちかどの緑を増やします

## 施策20

## まちかど空間の緑化



公園などのまとまった空間確保が困難な市街地においては、まちかどの小スペースを有効に活用した緑化が望まれます。現在、公共花壇や市民の自主活動である市民花壇が市内に設置され、季節に応じた草花が市民の目を楽しませています。また、気軽に立ち寄り、休息できる空間として、スポットパークの設置も進められています。

個性豊かな緑のまちづくりを進めるためには、市の大部分を占める民有地の緑化が重要であり、公共施設と民有地の緑が一体となって活用されることで、市民の緑に対する意識はより高まるものと考えます。

このため、まち全体の緑の個性と豊かさを育み、だれもが緑を楽しめる空間として、市民花壇や公共花壇、スポットパークなど「地域の庭」としてのまちかどの緑化や、個人の庭の一般公開などを「セミパブリックガーデン」として体系化し、その普及を推進します。

### 「セミパブリックガーデン」

- 市民花壇の設置・維持管理
- 公共花壇の市民による維持管理
- スポットパークの市民による維持管理
- 個人の庭などの緑化

『水と緑が輝く  
潤いのあるまち』の実現

### (1) 市民花壇を適切に維持管理するとともに、増設を進めます




- ① 市民の協力を得ながら、緑が少ない地域などへの優先性を考慮した増設を進めるとともに、適切な維持管理を促します。
- ② 市民が主体となった設置や維持管理などの緑化活動を支援するため、多様な草花の種子や苗、球根や肥料の提供、手入れの技術の講習などを行います。

### (2) 公共花壇を適切に維持管理するとともに、増設を進めます



- ① 緑が少ない地域などへの優先性を考慮しつつ、公園や公共施設、道路などへ増設を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- ② 花壇の設置に際しては、地域性を踏まえ、特色のある草花の植栽を行います。
- ③ 多くの人に親しまれる空間として、地域住民や事業者が主体となった維持管理を促進します。

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策



### (3) スポットパークの整備と適切な維持管理を進めます

- ① まちかどや生活道路沿いの空地などの用地を活用し、だれもが気軽に立ち寄ることができるスポットパークの整備を進めます。
- ② 多くの人に親しまれる空間として、地域住民や事業者が主体となった維持管理を促進します。



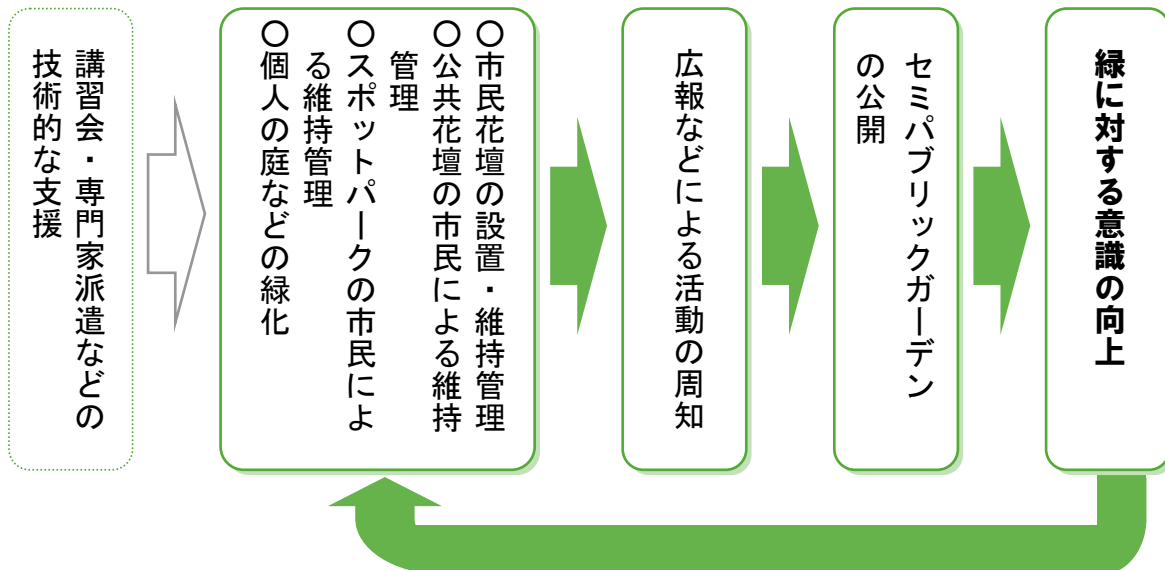
### (4) 個人の庭などの緑化を支援します

- ① 個人の庭や玄関周り、窓辺などにおける緑化を促すため、市民からの求めに応じて、技術的な助言を行う専門家の派遣を実施します。
- ② 市民の意識を高めるため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布を通じ、市民の自主的な緑化への取組に関わる情報を積極的に提供します。
- ③ 市民が主体となった個性豊かな緑のまちづくりを促すため、個人の庭を一般公開する「オープンガーデン<sup>\*</sup>」への取組に対する支援策を検討します。

### (5) ガーデニング講習会を開催します

市民花壇や公共花壇の設置・維持管理の方法、美しい庭づくりやベランダ・窓辺・玄関周りなど、可能な場所で、だれもが気軽にガーデニングを楽しむことができる知識や技術を普及させるため、専門家による講習会や生涯学習の講座などを開催します。

#### 【セミパブリックガーデンの支援イメージ】



注) 「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策

基本目標 3 : 「緑化の推進」 ～魅力ある 緑や花の あふれるまち～

基本方針 3 : 開発事業における緑化を適切に誘導します

## 施策21

## 開発事業に対する緑化の推進

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑化や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図っています。

今後もこうした開発事業に伴う緑地の保全・確保、緑化の推進はますます重要となることから、各種法制度の活用を広く検討しつつ、適正な緑化及び緑の保全を推進していきます。

### (1) 開発事業に対して適切な緑化を推進します

- ① 開発事業者との協議により、既存緑地の保全を誘導します。
- ② 開発事業に伴い設置される公園・緑地は、市民に親しまれ、地域性に応じた特色あるものとなるよう、整備に際して事業者と協議します。また、水と緑のネットワークゾーン内においては、連続した緑の空間を形成するよう、公園・緑地の整備を誘導します。
- ③ 開発事業に対しては、道路前面など地上部における緑化を優先的に誘導します。
- ④ 開発事業に伴い、公開空地等が設置される場合は、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針<sup>\*</sup>」と連携し、質の高い緑化空間の創設を誘導します。



第二都市遊歩道

### (2) 地区計画や緑地協定などの制度の活用を検討します

開発事業については、良好な環境を維持・保全するため、地区計画制度を活用した「緑化率条例制度」や都市緑地法による「緑地協定」などの適用を検討します。

### (3) 屋上・壁面緑化を誘導する区域を検討します

高度利用が可能な地域については、土地利用の状況を踏まえて、ヒートアイランド現象の緩和対策などを進めるため、屋上・壁面緑化を誘導する区域を検討します。

基本目標 4 : 「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針 1 : 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します

## 施策22

## 市民の参画による公園づくり



多くの市民に利用され、親しまれる公園は、多様化する市民の価値観に対応し、その要望にあったものであることが望めます。また、公園等の維持管理、補修などに関わる費用の増大に対応するためには、維持管理への市民や事業者の参画は欠くことができません。

このことから、市民や事業者の意見やアイデアを生かした公園整備や、市民による公園の維持管理を促すことで、地域コミュニティの醸成・強化を図るとともに、市民の参画による公園づくりの実現を目指します。

### (1) 計画・設計段階からの市民や事業者の参画を促します

- ① 広域的に利用される大規模公園については、説明会などを開催し、公園の機能などに対する市民の意見や意向を踏まえ、整備を行います。
- ② 身近な公園については、地域住民の参加によるワークショップ\*や地域説明会などを開催し、地域住民が維持管理や運営を行えるように配慮した整備を行います。




### (2) 市民の手による公園づくりを進めます

- ① 園内の植樹など、市民の手による公園整備を検討します。
- ② 整備後については、市民・事業者・行政が果たすべき役割を明らかにし、市民や事業者による主体的な維持管理、運営を促します。
- ③ 利用者に対し、看板などにより、市民の手による管理・運営について広報することで、地域住民の公園管理に対する意欲を喚起するとともに、公園への愛着を深めます。
- ④ 市民や事業者の手による維持管理・運営を促すため、花壇づくり、公園利用のルール、地域における利便性を高めるサービスの内容などの基本的な考え方を示した、維持管理及び運営マニュアルを作成します。



市民による公園清掃

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策



基本目標 4 : 「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針 1 : 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します

## 施策23

## 情報提供・収集の仕組みの構築



緑のまちづくりを市民や事業者との協働で進めるためには、緑や公園等に関わる問題や課題を共有し、緑化意識を高めていくことが不可欠です。また、緑の質を高めていくためには、緑に関わる知識や技術に関わる様々な情報を提供していくことが必要となります。

このため、様々な媒体を利用した市民への情報発信のほか、イベントなどを通じて、緑の保全や緑化に関わる技術の普及に一層取り組み、市民の緑に対する意識の向上を図ります。

### (1) 「緑の活動推進委員会」による情報発信機能を充実させます



市民による緑化活動のモデルとなる「緑の活動推進委員会」については、自然保護活動、緑地保全活動に関わるPR、専門的見地からの助言等の様々な情報を広く市民に発信する機能を充実させるため、イベントの開催や講座のお知らせ、活動内容の紹介などを通じた支援を行います。

### (2) 様々な情報媒体を活用した情報提供を進めます

- ① 緑に対する愛着を高め、緑の知識などを広く普及させるため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、テレビ広報など多様な情報媒体を活用し、本市の緑に関わる歴史、緑の保全や緑化に関わる知識や技術、イベントや講習会の開催案内など、緑に関わる様々な情報を提供します。
- ② 公園整備や維持管理上の問題点を市民・事業者・行政が共有するため、車止めの盗難や施設の破損、それに伴う維持管理費用の増大などのネガティブ情報を「広報ふちゅう」や市ホームページなどを通じて公開します。
- ③ 市民の自主的な緑化活動を促すため、緑化に関する助成制度や都市緑地法に基づく地域制緑地による税の特例措置などをまとめたパンフレットなどを作成し、PRに努めます。

### (3) 市民参加の場となる各種協力団体の情報を提供します

- ① 緑に関する各種の組織・団体による活動の活発化を促すため、取組・活動内容に関する情報を提供します。
- ② 市民それぞれの立場から参加が可能な組織・団体を容易に検索できるよう、組織・団体のデータベース化を進めます。

### (4) 市民の意向や考えを生かすための仕組みを構築します

緑に関するアンケート調査の定期的な実施や、インターネットによる意見募集など、市民の意向や考えを生かすための仕組みを構築します。

注)  「水・緑 輝きプロジェクト」に関連する施策

基本目標4：「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針1：市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働します

## 施策24

## 自然保護意識の普及・啓発

地球環境保全が世界規模での課題となっている今日、その柱である自然保護に対する意識を高めることが重要であり、また、緑に関わる意識を広く啓発し、知識を普及させることも求められます。

このため、自然保護や緑化などに関わる「環境週間緑化ポスター・標語コンクール」や「グリーンフェスティバル」、「蓮を観る会」など、だれもが気軽に参加できるイベントの開催などを通じて、自然保護意識の普及・啓発を進めていきます。

### (1) 各種イベントを開催します

- ① 緑の保全や緑化の必要性、環境保全の重要性など、広く緑に関わる意識を啓発し、知識を普及させることを目的に、「グリーンフェスティバル」や「蓮を観る会」、「桜まつり」、「農業まつり」などの各種イベントを、市民との協働で実施します。また、緑の大切さを学び、自然とふれあう新たなイベントを検討するなど、時代の要請を捉えた内容の充実に取り組みます。
- ② これら各種イベントの機会を捉え、市民の緑化知識と技術の向上に向けた緑化講習会の開催、花鉢などの頒布により、市民の自主的な緑化活動を支援します。



グリーンフェスティバル

### (2) 各種講座などを開催します

- ① 緑に関わる意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の技術向上を目的として、専門家などによる花の育成や管理の講習会、ガーデニング教室・園芸教室等を開催します。
- ② 実体験を通じた自然や環境に対する意識を高めるため、市民団体等による「自然観察会」や「まち歩き」などの情報を「広報ふちゅう」や市ホームページなどを通じて提供し、市民の参加を促します。

### (3) 各種コンクールを実施します

- ① 自然保護意識を高めるため、「環境週間緑化ポスター・標語コンクール」を継続的に実施します。
- ② 「環境週間緑化ポスター・標語コンクール」への参加を促すため、「広報ふちゅう」への掲載のほか、各小中学校へのPRに努めます。
- ③ 市民や事業者、教育研究機関などが持つ自然保護や緑化推進などのアイデアを施策・事業に取り入れるため、コンクールの実施などを検討します。

### (4) 学校教育における環境学習の機会を拡充します

- ① 小学校の総合学習の時間※において、一人ひとりの環境保全の取組の重要性について学習するため、本市独自に作成した副読本※を活用した環境学習を継続的に実施します。
- ② 副読本については、学習内容を充実させるため、適時見直します。
- ③ 市民団体の協力を得て実施している、花の苗、野菜の苗の栽培活動や子ども農業体験など、「花を育てよう事業」及び「農業体験事業」に継続的に取り組むとともに、内容の充実に向けて適時見直しを行います。

### (5) 「緑の募金」運動を推進します

広く自然保護意識を普及・啓発するとともに、全国各地における緑の保全や緑化活動の原資として役立てられる「緑の募金」の趣旨を踏まえ、「緑の募金」運動を推進します。



緑化ポスター

基本目標4：「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針2：市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

## 施策25

## 市民団体等の育成



一部の公園などでは、市民団体が清掃や遊具の安全点検・維持管理を行っています。また、緑地や遊歩道、自然樹林については、美化活動も行われています。

今後は、これまでも増して市民や市民団体、地元企業などの協力による様々な取組が求められます。

このことから、市民や市民団体の緑に対する活動や意識を踏まえ、様々な緑化推進を行う組織を育成するとともに、行政による支援を行っていきます。

### (1) 「(仮称)緑のサポーター制度」を構築します



- ① 緑に関わる様々な活動を一元化するとともに、市民などが時間的な都合や興味などに応じて、柔軟に緑の保全や緑化、清掃・美化活動に参加できる仕組みとして、「(仮称)緑のサポーター制度」の構築を検討します。
- ② 「緑のサポーター」として登録した市民などに対し、市民団体や行政などが主催する緑の活動に関わる情報を随時提供し、参加を促します。

### (2) 地域における緑のまちづくりのリーダーを発掘・育成します

地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー育成講習会や各種講座を開催します。

### (3) 緑の保全・緑化推進に関わる市民・市民団体などを育成します

発掘・育成したリーダーを核に、興味の度合いや活動時間など様々な活動形態に対応し、市民などがそれぞれの立場で参加することができる組織・団体の設立を促し、活動内容や方法などを助言します。

基本目標 4 : 「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針 2 : 市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

## 施策26

## 緑化基金の充実

本市では、自然環境の保全及び育成を図るため、緑化基金の積み立てを行っています。民有地にある樹林を保全する際には、基金を活用して、公有地化することもあることから、基金の拡大と計画的な運用が望まれます。

このため、緑の保全や緑化の必要性への理解を促す活動などを通じて、市民や事業者の寄付に基づく基金の充実を図ります。

### (1) 基金の充実に努めます

- ① 緑のまちづくりの重要性を踏まえ、基金の充実に図るため、市の積み立てを継続的に実施します。
- ② 市民や事業者の寄付行為によって基金が拡大できるよう、緑化基金制度の見直しを検討します。

### (2) 基金の充実に向けて市民や事業者の理解を促します

市民や事業者の理解と協力を促し、寄付による基金の充実に図るため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布などを通じ、制度の目的や趣旨、運用の仕組みや実績など、透明性の高い情報提供・公開を進めます。



四谷下堰緑地

基本目標4：「協働による緑のまちづくり」 ～ともに育てる 緑ゆたかな 美しいまち～

基本方針2：市民の自主的な活動を支える仕組みを充実します

## 施策27

## 緑のリサイクル制度の充実

公園や道路で剪定された枝などをチップ化し、市民への配布などを行う「緑のリサイクル制度」や、市民が公園の清掃活動で集めた落ち葉をたい肥化し、市民に還元する「落ち葉の銀行制度」を実施しています。

これらの取組は、循環型社会\*の形成と地球環境保全に寄与することから、市民が楽しみながら自主的に取り組むことのできる制度として、一層充実を図ります。

### (1) 剪定枝などのリサイクルを推進します

剪定枝によるチップをたい肥化し、グリーンフェスティバルなどのイベントを通じて市民に配布します。

### (2) 緑のリサイクルを推進します

- ① 市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行」制度の普及により、公園の維持管理に対する市民意識の向上を図るとともに、緑のリサイクルを推進するため、「広報ふちゅう」や市ホームページ、パンフレットの配布などにより周知します。
- ② 家庭や事業所など、公園以外において収集した落ち葉や剪定枝についても、「緑のリサイクル制度」を適用できるよう制度の拡大を検討します。

#### 【緑のリサイクルのイメージ】

